

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	びゃくしん類を除去した者に対するの補償		
根拠法令 及び条項	蓮田市なし赤星病防止条例 第10条第1項及び第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （補償等） 第10条 市長は、規制区域が指定された際、現に当該規制区域において植栽されているびゃくしん類（以下「既存のびゃくしん類」という。）を除去した者に対して、補償を行うものとする。 2 前項の補償については、別に規則で定める。 【その他の基準となる法令・通知等】 <input type="checkbox"/> 蓮田市なし赤星病防止条例施行規則 （補償の方法） 第4条 条例第10条第1項の規定により行う買取り及び交換は、びゃくしん類の樹木の評価額を決定し、承諾書（様式第2号）の提出を受けたのち、相当する額を支払い、交換にあっては、代替樹木を植栽するものとする。		
審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別事案により、事実関係の確認等審査に要する期間が様々であり、標準処理期間を定めることは困難であるため。）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。